

自然緑地保全区域 指定解除（一部）

指定番号	申請所在地番	地積(㎡)	主要樹木	用途地域等
147	上今泉六丁目 133-4ほか	219.19 (一部解除)	シラカシ	第一種低層住居 専用地域
解除理由：				

自然緑地保存樹木等 新規指定

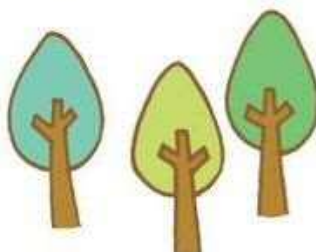
指定番号	申請所在地	樹種	樹高	幹周	枝張長	枝葉面積
(259)	大谷南 4-6-23	ヒマラヤスギ	19m	1.9m	10m	78.5 m ²
(260)		ヒマラヤスギ	19m	1.5m	10m	78.5 m ²
(261)		ヒマラヤスギ	18m	1.7m	10m	78.5 m ²
(262)		ヒマラヤスギ	18m	1.8m	10m	78.5 m ²




10月は都市緑化月間 緑のまちづくりにご協力ください

環境みどり課 ☎(235) 4913

都市の中の潤いある緑豊かな生活環境は、私たちの日々の生活に豊かさやゆとりをもたらします。市は、「緑を守り、つくり、育てる」という基本理念のもと、緑のまちづくりを推進するため、緑地の保全や緑化の推進など、各種の都市緑化施策を展開しています。市が行っている主な施策は次のとおりです。積極的に活用し、緑のまちづくりにご協力ください。



○自然緑地保全区域指定制度

一定の要件を満たす良好な樹林地を自然緑地保全区域に指定し、所有者などに樹木の保存に必要な費用の一部を奨励金として助成。

◆主な助成要件

区域内の樹木が健全で面積が500平方メートル以上であること。

◆奨励金 固定資産税および都市計画税相当額に、100平方メートルにつき1000円を加算した額 ※年度途中に指定を受けた場合などで指定期間が6月に満たない場合は半額

◆指定状況 平成28年3月31日現在
指定区域・指定総面積 92カ所・約16・4ヘクタール

○自然緑地保存樹木等指定制度

一定の要件を満たす良好な樹木など（並木を含む）を自然緑地保存樹木等に指定し、その所有者などに樹木などの保存に必要な費用の一部を奨励金として助成。

◆主な助成要件

次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上すぐれていること。

- ①地上から1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上の樹木であること
- ②高さが3メートル以上の株立ちした樹木であること

③並木の場合は、地上から1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートル以上の樹木を10本以上含んでいること

◆奨励金 樹木1本につき4000円。並木の場合は、1本につき1000円 ※年度途中に指定を受けた場合などで指定期間が6月に満たない場合は半額

◆指定状況（平成28年3月31日現在）
指定本数 194本

○生垣設置奨励制度

一定の要件を満たす新たな生け垣の設置を行う市内の住宅用地の所有者などに、奨励金として設置する生け垣の規模に応じて助成。

◆主な助成要件

次のすべてに該当すること。

- ①樹木の高さは、90センチ以上であること
- ②樹木本数は、1メートルにつき2本以上であること

③樹木の種類は、他の樹木に悪影響を与えるものでないこと

④生け垣を構成している土台の高さは、宅地面から65センチ以下であること

⑤住宅用地において、公道（水路を含む）および公衆の用に供される私道（幅員4メートル以上のもの）に接する長さの合計が3メートル以上であること

◆奨励金 生け垣の長さ1メートルにつき7000円（上限14万円）

◆設置状況（平成27年度実績）
設置延長 26メートル

○地域緑化事業補助制度

地域におけるみどりの愛護と創造を实践する団体（地域緑化活動団体）に対して、育成支援を図り、地域の緑化推進を応援するための助成をしています。

◆主な助成要件

次のすべてに該当する団体であること。

- ①海老名市内で自主的にみどりを愛護し、創造することを目的に活動している5人以上の団体
- ②公共用地などへの緑地や花壇の造成およびその維持管理などの緑化活動を実施していること

◆補助金 団体の参加人数、活動面積、支出額に応じて、消耗品などの購入費に対し年額2万1000円、3万5000円

◆設置状況（平成27年度実績） 24団体

緑化ポスターコンクール えびな☆花とみどりの写真コンクール

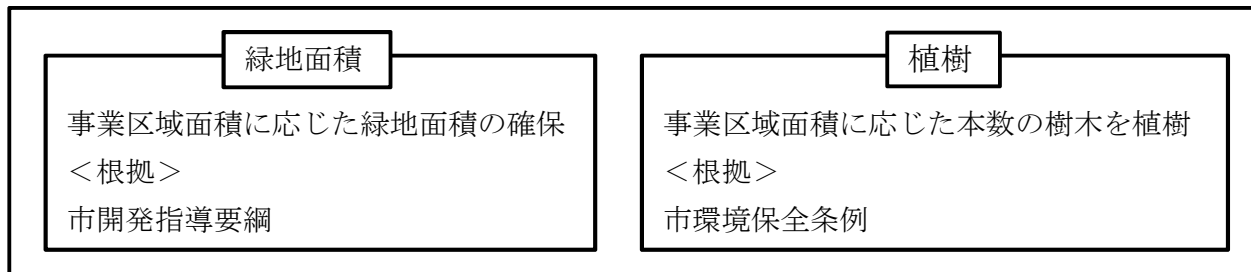
緑化意識の高揚を図ることを目的に、市民などからテーマに沿った作品を募集し、入賞作品を表彰するコンクールを実施しています。 ※今年度の応募は締め切られています。

◆入賞作品展示 10月21日（金）～27日（木）、市役所1階エントランスホールで入賞作品の展示を行います。

開発行為等に係る緑化基準の見直しについて

1 見直しの背景

現在、市内で行われる開発行為等に係る緑化については、以下の体系で指導しています。



このように、別個独立の基準であることや、その指導基準の内容から、実務上の課題があり、緑化指導に際し対応に苦慮することが少なからずあります。

<主な課題>

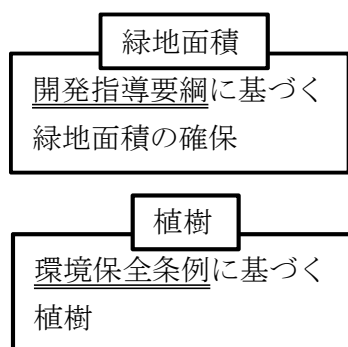
- 指導根拠が異なるため、事業者の理解を得にくいことがある。
- 緑地面積には緩和規定があるが、植樹にはないため、指導に齟齬を来たすことがある。
- 樹木の規模に関わらず同じ1本として算定されるため、実態とそぐわないことがある。

このような状況の中、現在、市が策定を進めている「(仮称) 海老名市住みよいまちづくり条例」(まち条例) では、開発指導要綱の条例化が検討されています。これにより、緑地面積確保の根拠も要綱から条例に変わることから、まち条例の策定に併せて緑化の基準を見直し、課題解決を図りたいと考えるものです。

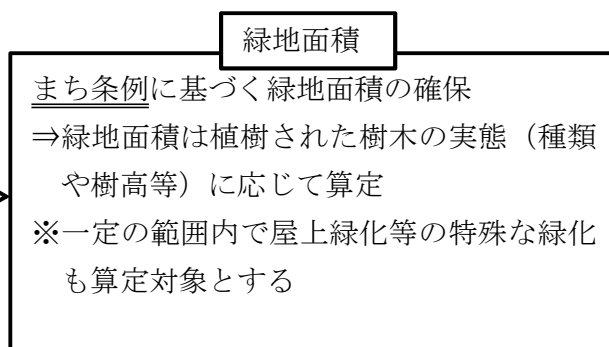
2 見直しの考え方

まち条例の策定に併せて、以下のとおり緑化基準を見直します。

<現行>



<見直し案>



3 見直しに向けたスケジュール

まち条例の策定と併せて環境保全条例の植樹関係例規を改正する必要があるため、まち条例の策定スケジュールを踏まえながら、基準の見直しを進めていきます。

「海老名市住みよいまちづくり条例」 の制定について 皆様のご意見を募集します



- 提出期間：平成29年2月1日から2月28日までの28日間
- 提出対象者：市内在住、市内に事務所を有する個人及び法人、
市内の不動産に権利を有する個人及び法人
- 提出方法：任意の様式で、次の方法でご提出してください。
いずれの場合も、送料及び送信料のご負担をお願いします。
(提出の際は、名前、住所及び所在、提出対象者を記載してください)
 - ①直接 接 市役所4階の都市計画課までお持ちください。
(月曜日から金曜日の8時30分から17時15分の業務時間内に限る)
 - ②郵便 〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1
都市計画課 宛
 - ③ファックス 046 (233) 9118
送信先に「都市計画課」と記載してください。
 - ④Eメール メールアドレス toshikeikaku@city.ebina.kanagawa.jp
 - ⑤市のホームページからも受付ができます。
- ご意見への回答は、個別にはせず、市のホームページ及び都市計画課窓口で公表します。
- 問い合わせ まちづくり部 都市計画課 235-9391 (直通)
235-9392 (直通)



海老名市 まちづくり部 都市計画課

- ④ 開発事業により設ける公園等は、次の基準を満たしているものとします。
- a. 形状は矩形に近いものである。
 - b. 低湿地、高圧線下、その他障害や危険となる位置ではない。
 - c. 利便、景観、日照及びバリアフリーに配慮したものである。
 - d. 災害防止、避難活動に適した位置及び構造である。

○緑化関係

- ① 開発事業の緑化面積は、次のとおりとします。

区域面積 用途地域等	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上
商業、近隣商業地域	3%以上			
その他の用途地域	5%以上	10%以上	15%以上	20%以上
市街化調整区域	10%以上	15%以上	20%以上	25%以上

- ② 次の開発事業では、上記基準によらず緑化に努めるものとします。
- a. 事業区域の面積が 500 m²未満の場合
 - b. 事業区域の面積が 5,000 m²未満で戸建住宅の建築を目的とした事業。
 - c. 市街化調整区域で行われる開発事業のうち、都市計画法第 29 条の開発行為の許可を要しない開発事業で建築物の建築を行わないもの
- ③ 高木、中木、低木毎に緑化面積に換算する投影面積を定めます。また、緑化面積に応じて最低限の植樹すべき本数を定めます。
- ④ 緑化の特例として、緑化が困難な場合は、屋上や壁面などの特殊緑化とする基準を定めます。

○下水道関係

- ① 雨水の流出調整及び抑制
- a. 事業区域 5,000 m²以上のときは、自然流下の雨水調整池又雨水貯留施設を設けます。
 - b. 事業区域 5,000 m²未満のときは、雨水流出抑制施設を設けます。
- ② 公共下水道汚水管の供用開始以外の地域での処理施設
合併処理槽により処理を行い、その処理水は浸透枳などの雨水流出抑制施設の浸透枍を経由して事業区域外へ排水します。

○消防水利関係

- ① 消防水利の設置基準は、次のとおりとします。

事業区域面積	防火水槽	消火栓
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	—	半径 100 m 以内に 1 基
3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	半径 100 m 以内に 1 基	—
5,000 m ² 以上	半径 100 m 以内に 1 基	半径 100 m 以内に 1 基

環境基金について

1 環境基金の目的

地球環境に配慮し、市民と協働して地域における良好な環境の保全と創造に関する事業を推進する財源とする。

2 環境基金の使い道

- (1) エネルギー、環境負荷対策
- (2) 資源化、美化対策
- (3) 緑化対策
- (4) 環境教育・啓発対策 等

3 平成 29 年 1 月 10 日現在 環境基金残金 33,932,175 円

近年の市民、市民団体及び事業者等からの寄付・募金

年度	件数	寄附金額
平成 26 年度	10 件	724,691 円
平成 27 年度	10 件	662,699 円
平成 28 年度	10 件	568,194 円 (1 月 13 日現在)

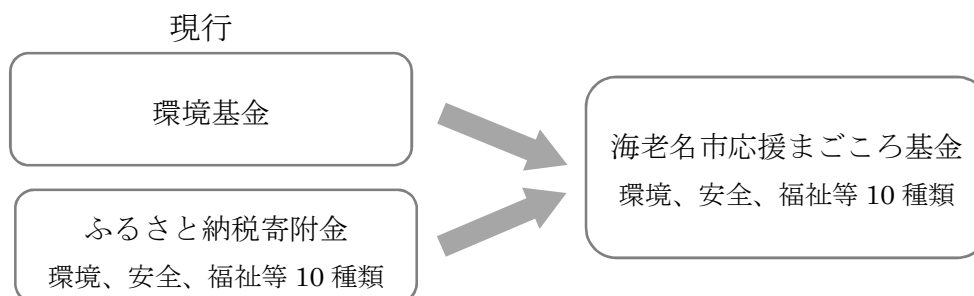
4 平成 29 年度の充当予定事業

次ページのとおり

5 環境基金の今後

現在、環境に関する寄附は「環境基金」と『ふるさと納税寄附金』の自然環境を保全・創造するための事業』の 2 種類ある。

ふるさと納税寄附金の使途の明確化 及び 市全体の寄附金の効率的な運用を図るため、平成 29 年 3 月 31 日より、『(仮称) 海老名市応援まごころ基金』を設置し、『海老名市環境基金』がこれに統合され、一本化される予定。



<平成 29 年度充当予定案件>

No.	事業名（対象）	目的・内容	ランク
1	庁用車両管理経費 更新予定共用車 2 台	・ 共用車リース（スズキソリオ） ・ 共用車リース（プリウス）	C
2	工業振興対策事業費 市内企業	・ I S O（1 件） ・ 太陽光発電施設（1 件） ・ L E D 照明設備（5 件）	C
3	環境保全対策支援事業費 省エネルギー・再生可能エネルギー活用 設備や低公害車を導入する市民等	・ 太陽光発電施設（150 件） ・ 定置用リチウムイオン蓄電池（30 件） ・ エネファーム（35 件） ・ 電気自動車（25 件） ・ 急速充電可能ハイブリッド自動車（20 件） ・ 燃料電池自動車（5 件）	A
4	緑化推進事業費 （地域緑化奨励） 地域の緑地整備や緑地管理を行う団体	・ 緑地整備（1 件） ・ 緑地管理（24 件）	A
5	保全区域等指定事業費 自然緑地保全区域の所有者等、自然緑地 保存樹木の所有者等、生垣の新規設置者 または保存生垣の所有者等	・ 自然緑地保全区域指定奨励 ・ 自然緑地保存樹木指定奨励 ・ 生垣設置奨励 ・ 保存生垣奨励	B
6	廃棄物減量化事業費 市民、海老名市内の事業者、市	・ 市業務用大型生ごみ処理機導入 ・ ごみ減量の重要性、実践のための情報発信、啓発活動 ・ 生ごみ処理機設置費の一部を補助。ごみ減量化の促進を図る。	A

今後の海老名市における環境の取組みについて

1 独自の環境マネジメントシステムへの移行

海老名市では平成 13 年度より環境に関する国際規格である ISO14001 の認証による様々な環境への取組みを推進してきましたが、平成 29 年 4 月 1 日より、ISO14001 の認証に依らない独自の環境マネジメントシステムへ移行します。

市の事務事業の進行と一体的に取り組むシステムを構築し、効率的かつ効果的な環境配慮を推進します。

2 環境審議会の関わり

(1) 外部評価の実施

前年度における環境評価対象事業（環境基本計画の体系に該当する環境への影響が大きい事業）の実施内容について、外部評価をお願いすることを検討しています。

※初回の環境評価の実施時期は平成 30 年春を予定

○環境評価実施に係る評価基準

- 4：計画を上回る環境配慮を実施できた。
- 3：概ね計画通りの環境配慮を実施できた。
- 2：一部計画通りの環境配慮を実施できなかった。
- 1：ほとんど計画通りの環境配慮を実施できなかった。

(2) 不適合事項（法令基準値の超過等）の改善措置内容に係る意見照会

環境法令が定める基準値の超過等が生じた場合について、その改善措置内容について所管課より説明し、ご意見を頂戴することを検討しています。

3 環境関連諸計画について

(1) 環境基本計画

総合計画の計画延長と合わせ、平成 31 年度まで計画を延長します。

(2) 地球温暖化対策実行計画

ISO による進行管理から海老名環境マネジメントシステムによる進行管理へ変更する。

海老名市環境審議会条例の一部改正について

本市における環境の取組みの変更、廃棄物対策の強化等、環境基本法第44条の規定に基づき設置している海老名市環境審議会の関わりを平成29年度から次のとおり見直したく、これに伴う条例の一部改正を行いたいことから、貴審議会の意見を求めるものです。

1 改正理由

市の環境への取組みについて、これまでの ISO14001 から海老名環境マネジメントシステムに移行することにより、審議会に環境評価の機能を持たせること、審議する重要事項を具体的な所掌事務として定める等、必要な改正を行う。

2 主な改正点

(1) 審議会所掌事務の明確化

平成 29 年度から行財政マネジメントシステムと連携した、海老名環境マネジメントシステムにより推進する、本市の環境への取組みについて、環境審議会による外部評価を実施することや、これまで、環境施策全般の中で扱ってきた廃棄物対策について、所掌事務に具体的に規定する。

(2) 部会の設置

審議の内容によっては、専門的な知見を有する者や地域等を代表する者により、集中的・専門的に審議することで審議会の効率的な運営を図ることも考えられることから、必要な者による部会を設置して、重点的な審議を進めることを「できる規定」として定める。

(3) 自然緑地保全区域・保存樹木の指定及び解除に係る審議方法の見直し

自然緑地保全区域・保存樹木の解除を審議会に諮ることについては、審議会の開催数が限られていることなどから、申請者の希望通りの審議を図ることが困難な場合がある。よって、通常の審議会の開催を待っては、申請者に不利益が生じるおそれがあるものについては、審議会の開催に依らず文書による案件審議を図ることが「できる規定」を定める。

3 今後の進め方

平成 29 年 4 月 1 日付で条例の改正施行を行い、平成 29 年 6 月に予定されている改選以降に適用する。

○海老名市環境審議会条例

平成11年3月31日
条例第17号

海老名市環境審議会条例

(設置)

第1条 市の環境施策に関する事項について、調査審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、海老名市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別の委員（以下「特別委員」という。）を置くことができる。

3 委員及び特別委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員の解嘱)

第5条 特別委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。